

平成19年10月教育委員会定例会会議録

報告事項

- 報 第 8 号 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について
- 報 第 9 号 市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則について
- 報 第10号 市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 報 第11号 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則について
- 報 第12号 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 報 第13号 産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則について
- 報 第14号 定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則について

辻本給与課長から、地方公務員の育児休業等に関する法律及び地方公務員法の一部改正による関係条例の制定及び一部改正に伴って、関係規則に所要の改正等を行ったと説明があった。その主な内容として、報第8号については、育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）、並びに短時間勤務職員に関する規定を追加したこと、報第9号については、関係条項に切替日以降に育児短時間勤務を始めた職員等を追加したこと、報第10号については、育児短時間勤務職員等及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に特別手当が支給される場合の支給額に関する規定を追加したこと、報第11号については、育児短時間

勤務に伴う短時間勤務職員の級別標準職務等に関する規則を定めたこと、報第12号については、再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額に育児短時間勤務職員等及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員を追加するとともに、返納の事由、額等及び支給単位期間に自己啓発等休業を追加したこと、報第13号については、短時間勤務職員に係る産業教育手当の端数処理に育児短時間勤務職員等及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員を追加したこと、報第14号については、短時間勤務職員に係る定時制通信教育手当の端数処理に育児短時間勤務職員等及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員を追加したことであると説明があり、報告のとおり了承された。

付議事項

議案第36号 市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（案）について

給与課長から、学校教育法の一部改正による条ずれに伴い、規則の改正を行いたい旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第37号 和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例（案）について

熱川県立学校課長から、平成20年度に海南・大成両校と串本・古座両校が統合することに伴い、統合校の校名については、育友会、同窓会の意見を踏まえ、両校協議会から提出された校名案を尊重するとともに、地域に密着した学校づくりを進めるため、それぞれ「海南高等学校」、「串本古座高等学校」としたい旨の説明があった。

委員から、串本・古座両校の統合校名案を「串本古座高等学校」としたことについての質問があり、県立学校課長から、両校協議会から提出された12の新校名候補について、両校の歴史や地域住民の思いなどを尊重しながら選考を行った旨の説明があった。

委員から、統合校名決定の手続きについて質問があり、板橋学校教育局長から、両校協議会から提出された校名案を尊重し、県

教育委員会が最終決定している旨の説明があった。

委員から、県立高等学校の再編整備を進めていく中で、統合校名には強い関心が集まることも多いため、教育をさらに発展充実させるために学校関係者、地域住民による十分な検討を行うとともに、未来志向の校名であることを全面的に発信する必要があるとの意見があった。

以上の審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第38号 平成20年度和歌山県立高等学校生徒募集定員（案）について

県立学校課長から、少子化の影響により中学校卒業予定者数が減少するため、前年度から5学級200人を減じたい旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第39号 和歌山県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例（案）について

県立学校課長から、特別支援教育を推進するための学校教育法の一部改正により、県立養護学校の校名中の「養護学校」を「支援学校」に変更したい旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第40号 平成20年度和歌山県公立学校管理職採用特別選考検査（案）について

西原小中学校課長から、柔軟な発想、企画力、組織運営等に優れた人材を県立学校及び公立小中学校の校長として登用するため、公募による採用特別選考を実施したい旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。